

働き方改革関連法への対応

働き方改革関連法は2019年4月から施行され、年次有給休暇の取得義務等はすでに適用が開始されているところですが、今春から中小企業への適用が猶予されていた、時間外労働「上限規制」の適用が始まります。また、当地域においては有効求人倍率が2倍を越すなど、人手不足が深刻であることから時間外労働の上限規制に対応するためにも、労働生産性を向上させることが中小企業にとって大きな課題となっています。

今回の連続セミナーでは、働き方改革関連法への実務的な対応及び労働生産性向上に向け、中小企業のIT活用方法についてお伝えします。

第1回目：労務管理実務編

とき 2月12日(水)午後2時～4時

講師 林 光一 氏(林光一社会保険労務士事務所 代表)

第2回目：労働生産性向上編「中小企業の攻めと守りのIT活用」

とき 2月13日(木)午後2時～4時


講師 村上 知也 氏(中小企業診断士(株)にぎわい研究所 代表取締役)

※セミナー終了後個別相談に対応いたします(先着2社:30分ずつ)

■会場 紋別経済センター 3階会議室(紋別市本町4丁目1-16)

■申込 下記、申込用紙に記入の上FAX頂くか、QRコードよりお申込み下さい。

連続セミナー「働き方改革関連法への対応」参加申込書

参加するセミナー	<input type="checkbox"/> 労務管理実務編	
	<input type="checkbox"/> 労働生産性向上編	
個別相談会	<input type="checkbox"/> 希望する ※生産性向上編のみ	
受講者氏名		
事業所名及び連絡先		TEL(—)

※ご記入いただいた情報は①本セミナーの実施・運営②アンケートの実施等による調査研究及び情報提供に使用いたします。

お申込み・お問い合わせ先／紋別商工会議所

TEL:23-1711／FAX:23-3611